

井手町庁舎等で使用する電力調達契約書（案）

井手町（以下「甲」という。）と「落札者」（以下「乙」という。）とは、井手町庁舎等で使用する電力の調達に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲の所管機関と乙とが、甲の庁舎等で使用する電気を需要に応じて供給する契約を締結するに当たり、基本となる事項を定めることを目的とする。本契約に基づく甲の所管機関と乙との個別の契約事項については、別途個別契約により定める。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 需要場所、供給仕様等
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 契約単価
別紙「契約単価表」のとおり
(契約単価表の各金額には消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (3) 契約期間
別紙1のとおり
- (4) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。
- (5) 電気料金の請求及び支払に関しては個別の契約による。

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（秘密を守る義務）

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に問わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（料金の算定）

第5条 電力料金は、仕様書に定める契約電力に別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）の基本料金単価を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、基本料金は、仕様書の規定により算定された力率割引又は割増しを行うことができるものとし、電力量料金は、仕様書の規定により算定された燃料費調整額を差し引き、又は加えるものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、仕様書の規定により算出された料金を乗じた額を加算するものとする。
- 3 契約単価の変更は、法令等に基づく場合に限るものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、需要電力の年間予定量が、予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第6条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判断が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したと

き。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第6条の3 甲は、業務が満了するまでの間は、第6条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第6条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
3 甲は、第6条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第9条 乙は、第6条の2の各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、損害賠償金として、予定量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
3 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由が無く、甲が契約を解除する場合は、乙は、井手町を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等に基づき契約代金の精算金

等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(接続供給契約等の義務)

第10条 乙は、この契約に基づき、乙と関西電力株式会社との間に、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その確認ができる書類の写しを甲に提出しなければならない。なお、当該契約に係る費用等は乙の負担とする。

(関係法令の遵守)

第11条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第12条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の各条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 井手町
町長 汐見 明男 印

乙 印

(別紙)

契約単価表

	需要場所	基本料金 円/kW	電力量料金(円/kWh)	
			夏季	その他
1	井手町役場			
2	いづみ人権交流センター			
3	玉川保育園			
4	合轟ポンプ場			
5	井手水第1水源地			
6	井手水第2水源地			
7	泉ヶ丘中学校			
8	井手小学校			
9	多賀小学校			
10	山吹ふれあいセンター			
11	学校給食センター			

注 1 上記の契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 上記の電力量料金単価は、燃料費調整単価を含まない単価である。

